

第七十四回帝國議會 衆議院 輕金屬製造事業法案委員會會議錄(速記)第六回

會議

昭和十四年三月十六日(木曜日)午後一時四十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 森田 政義君

理事卯尾田毅太郎君 理事葉梨新五郎君

宇賀 四郎君 深澤豐太郎君

池田 清秋君 鹽川 正藏君

寺島 權藏君 瀧澤 七郎君

陶井 重次君 牧野 良之君

原 玉重君 長谷 長次君

一柳仲次郎君 加藤 鎌造君

三木 武夫君 中村 高一君

三月十五日委員栗山博君辭任ニ付其ノ補闕トシテ原玉重君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月十六日委員加藤鎌造君辭任ニ付其ノ補闕トシテ中村高一君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 今井 健彦君

商工省工務局長 東 榮二君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

輕金屬製造事業法案(政府提出)

工業組合法中改正法律案(政府提出)

○森田委員長 開會致シマス、討論ニ入り

マス——卯尾田君

○卯尾田委員 私ハ民政黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ對シテ極メテ簡單ニ意見ヲ述べ、贊成ノ意ヲ表示シタイト存ジマス、御承知ノ通り本案ハ我國ノ現況ニ鑑ミマシテ、國防ノ整備ト産業振興ノ基礎ヲ確立スル爲ニ、「アルミニウム」「アルミナ」「マグネシウム」等ノ輕金屬製造事業ヲ確立セントスル目的デアリマス、隨テ政府ハ之ニ有ユル角度カラ助成獎勵ヲナサレテ居ルバカリデナク、尙ホ本案ニ於テモ共販會社ヲ設立シテ、價格ノ適正ハ勿論、軍需民需ノ圓滑ナル配給統制ヲナシ、延イテハ輸出ニマデ進出セントスル御計畫デアリマスガ、併シ此ノ所期ノ目的ヲ達スルコトハ中々至難デアリマシテ、特ニ政府ハ此ノ點ニ付テ御留意ヲ願ハナケレバナリマセス、即チ既設會社ノ全能力ヲ發揮セシメルト共ニ、資材ヤ電力ガ獲得シ得ラレ、サウシテ實現ノ可能性ノアル會社ニ對シテハ、増設、新設ヲ速ニ認メラレルコトガ必要ト思フノデアリマス、更ニ政府ノ研究、指導、獎勵ト相俟ツテ所期ノ目的ヲ達成スルニ遺憾ナカラヌヤウニ御配意ヲ願ヒタイノデアリマス

尙ホ一言資材ノ配給ニ對シテハ、新設、既設會社ニ對シテ公正ヲ缺カヌヤウニ、技術熟練工ノ爭奪ニ關シテモ、紛糾ノ起ラヌヤウニ、サウシテ委員會ノ活用ニ對シテ特ニ留意アラレンコトヲ希望致シマシテ本案ニ贊成致シマス

○森田委員長 葉梨君

○葉梨委員 私ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ、二三意見ヲ附シマシテ本案ニ贊成ノ意ヲ表明セントスル者デアリマス、本法案ハ申スマデモナク非常時下ニ於ケル輕金屬資材ノ急速ナル整備ヲ主眼トシテ居ルモノデアルコトハ申スマデモナイ次第デアリマス、併シナガラ本案ノ内容ヲ能ク仔細ニ檢討シテ見マスルト、所謂戰時立法ヲ以テシテ此ノ時局ニ對應シテ行キタイト云フ位ノ意味ヲ以テ解釋スルコトモ出來ルノデアリマシテ、即チ寧ろ臨時立法ノ性質ヲ多ク含シテ居ルモノト認メラレルノデアリマス、併シナガラ私共ハ戰時資材確保ノ見地ヨリ致シマシテ、原案ヲ承認スルモノデアリマスケレドモ、將來是ガ恆久的ニ適用セラレル場合ニ於キマシテハ、所謂本案ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、政府ハ將來是ガ改廢ヲ十分ニ

考慮セラレネバナラスモノト思フノデアリマス、尙ホ「アルミナ」若クハ「マグネシウム」ニ付テ考ヘテ見マスル時ニ、殊ニ本案ノ運用ニ於キマシテハ、原料ヲ内地ニ於テ求ムルコトノ出來ル所ノ、所謂將來ノ必要性ニ鑑ミマシテ、寧ろ政府ハ一段金屬「マグネシウム」ノ研究完成ヲ期セラレルコトガ必要デアラウト思フノデアリマス、故ニ政府ト致シマシテハ、所謂金屬「マグネシウム」ノ研究完成ニ對シマシテ、之ヲ助成スルコトニ格段ノ努力ヲ拂ハレマシテ、サウシテ内地ニ於ケル國內原料ヲ以テシテ輕金屬資材ヲ十分ニ整備シ得ル所マデ政府トシテ御努力ヲ願ヒタイノデアリマス、尙ホ生産擴充ノ緊急ヲ要シテ居ル現狀ニ鑑ミマシテ、豫定計畫ノ實現ニ支障ナイヤウニ、先程民政黨カラノ代表意見モゴザイマシタガ、所謂資材ノ供給ニ付キマシテハ萬全ヲ斯シテ不足等ノコトナカラシムルヤウニ、特ニ注意セラレンコトヲ希望致シマシテ、之ヲ強ク政府ニ要望申上ガマシテ本案ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス

○長谷委員 第一議員俱樂部ノ人達ニ代リマシテ、本案ニ贊成ノ意ヲ表シマス、第一

付託議案
輕金屬製造事業法案(政府提出)
工業組合法中改正法律案(政府提出)

議員俱樂部ノ意思ヲ體シマシテ、過般ノ委員會ヲ通ジマシテ主張致シマシタ圓「ブロック」關係内ニ存在致シマス「アルミニウム」「マグネシウム」ノ原料ヲ此ノ際忘レズニ研究シ、而シテ此ノ四箇年計畫ニ願クハ間ニ合ヒ、又間ニ合フダケノ準備ヲ進メタイト考ヘテ切望致シテ來マシタコトガ、幸ニシテ政府ノ深甚ニ認メラレル所トナリマシタコトヲ、欣快ニ存ズルモノデアリマス、私モ前二者ノ申サレマシタガ如ク、既設ノ會社ト生レ出デントスル所ノ新設ノ會社ト、是ガ國家ニ完全ナル御奉公ガ出來得ル立場ニ、極メテ公平妥當ニ各方面ノ摩擦ノナイヤウニ、一切ノ御取計ヒヲ願ヒタイト希望スルモノデアリマス、其ノ上ニ立チマシテ此ノ非常時局下ト云フコトニ特ニ御留意ヲ願ヒマシテ、切實ニ實行セラルル所ノ行キ方ハ、其ノ時々ニ應ジタ現實的ナ具體策ヲ常ニ御執リ願ヒタイ、少クトモ相當融通性ノアル「アルミニウム」「マグネシウム」製造對策ヲ刻々ニ實行セラレタイト云フコトヲ希望シテ置キタイト存ジマス

附說致シマシテ、過般來申上ゲマシタ特ニ最高ノ「ジュラルミン」、或ハ「アルミニウム」ノ純性度ヲ高メル方法、「マグネシウム」ノ國內原料ニ關スル早急ナル研究發達、左

様ナ點ニ關聯致シマシテ十分ノ研究ヲモ御忘レナク、時恰モ増産體形ニ進シデ居ル際ニ於テ、研究ガ劣リタルガ爲ニ却テ禍ヲ起スヤウナコトノナイヤウニ、技術者ノ點カラ見マシテモ、其ノ工程カラ見マシテモ、常ニ研究ト云フコトヲ忘レズニ御進ミヲ願ヒタイト存ジマス、其ノ意味ニ於テ最後ニ特ニ國立ノ此ノ部門ニ關スル研究所ノ設置ト、ソレカラ商工省當局ノ部ノ構成ニ於キマシテモ、特ニ中心部ヲ成ス所ノ人達ニ對スル工業部門ノ發言ヲ御重視願ヒタイ、斯様ナコトヲ附加ヘマシテ本案ニ對スル贊成ノ意見ト致シマス

○加藤委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマシテ本案ニ贊成ノ意見ヲ述べタイト思ヒマス、但シ二三ノ希望意見ガアリマスノデ、申上ゲテ置キタイト存ジマス

其ノ第一ハ政府ハ出來得ル限り自給原料ニ付テノ研究ヲ進メ、一日モ早く原料自給ノ目的ヲ達スルヤウ努力セラレタイト云フコトデアリマス、第二ハ増産計畫ニ要スル物的資材ノ補給ニ付テハ萬全ノ策ヲ講ゼラレタイト云フコトデアリマス、第三ハ共販會社ヲ設立セシメルニ付テハ出來得ル限り其ノ運用ニ注意シ、唯「カルテル」ニ依ル單ナル價格ノ吊上ニナラザルヤウ、ソレガ

自給原料ニ依ル輕金屬産業ノ發達ニ資スルヤウ運用セシメラレタイト云フコトデアリマス、此ノ三點ノ希望意見ヲ附加ヘマシテ本案ニ贊成スル者デアリマス

○森田委員長 三木君

○三木委員 第二控室ハ本案ニ對シテ贊成ヲ致スモノデアリマスガ、今日ノ時局ニ於テ輕金屬工業ノ確立ヲ期スルト云フコトハ最モ急ヲ要スル問題デアルコトハ論ズルマデモナイノデアリマス、然ラバ此ノ國防或ハ産業的ナ見地カラ輕金屬ノ國家的需要ニ應ズル爲ニ、其ノ資材ノ原料ノ配給ニ、或ハ技術者ノ配給ニ對シテ、迅速且ツ正確ナル生産ト云フコトヲ基準ト致シマシテ、最モ遺憾ナキ取扱ヲサレナケレバ政府ノ意圖サレルガ如キ生産力擴充ハ成功致サナイノデアリマスカラ、其ノ點ニ對スル政府ノ十分ナル御注意ヲ要望致シマシテ本案ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス

○森田委員長 討論ハ終リマシタ、何レモ本法律案ニ贊成ノ御意見デアリマス、本案ニ贊成ノ方ノ御起立ヲ求メマス

（總員起立）

○森田委員長 本案ハ可決致シマシタ（拍手）

○森田委員長 ソレデハ是ヨリ工業組合法中改正法律案ヲ議題ト致シマシテ、政府ノ説明ヲ求メマス

○今井政府委員 本改正法律案ハ曩ニ本會議ニ於テ申述べマシタ通り現下ノ時局ニ對應スル爲ニ、工業組合法ヲ改正セントスル者デアリマス、工業組合ノ制度ハ大正十四年重要輸出品工業組合法トシテ法律制定以來、我國ノ中小工業ノ振興助長ノ機關トシテ、逐年發達シテ參リマシタガ、今回ノ物資統制ニ伴フ失業對策ニ基キマシテ、工業組合ハ中小工業者ノ轉業ノ爲ニ利用セラレ、其ノ共同施設ニ依ツテ集團轉業ヲ行フヤウニ指導シテ居リマスガ、今日ノ儘ノ制度デハ小規模工業者ノ方面ニハ、十分活用シ得ナイ場合モ少クナイ有様デアリマスノデ、是等弱小ノ工業者ノ爲ニ、別ニ一ツノ共同經營的ナル組合、即チ小組合制度ヲ創設致シタイト存ズル次第デアリマス

此ノ小組合制度ノ骨子ト致シマスル所ハ

一、地區ヲ定メズ任意ノ業者ノ合意ニ依ツテ組織セシムルコト

二、原材料ノ受入カラ製品ノ販賣マデ一貫シテ共同經營的ニ實行スルコト

三、組合員數ハ原則トシテ十名以下トスルコト

四、小組合ハ工業組合ノ組合員トスルコト等デアリマシテ、之ヲ要約致シマスレバ、一ノ私經濟的ナル事業團體トシテ育成シテ参リ度イト存ジマス

次ニ支那事變勃發以來物資ノ需給調節ヲ行フコトナリマシタガ、工業組合ガ同種工業者ヲ以テ組織スル地區組合デアリ、且ツ生産統制事業ヲ行ヒ得ルコトニ鑑ミマシテ、當省ニ於テハ主トシテ此ノ組合制度ニ依ツテ工業者ニ對スル物資配給ヲ行フコトト致シテ居リマス、其ノ結果事變前九百九十二組合デアリマシタモノガ、只今デハ組合數三千ヲ超エテ居ル次第デアリマス、又從來中小工業者ノミデ組織致シテ居リマシタノガ、今日デハ大工業者モ加入致シテ参リマシテ、我國工業ノ大部分ハ工業組合ノ傘下ニ集リツツアル次第デアリマス、換言致シマスレバ今後ノ長期戰ニ於キマシテ、迅速且ツ公正ナル配給ヲ期スルト否トハ、本組合制度ノ運用ノ如何ニ存スルト申シテモ過言デナイコトナリマシタノデ、其ノ公共的ナル機能ニ鑑ミマシテ、是等統制事業ヲ行ヒマスル工業組合ニ對シ、指導及ビ監督ノ規定ヲ整備スルコトヲ必要ト認メマシタ次第デアリマス、即チ物資ノ需給關係ノ急速ナル變更ニ即應シテ、統制方法ヲ變更

致シマスとか、又ハ組合ノ決議ニ明瞭ナル過誤ガアリマスル場合、之ヲ修正致シマストカ等ノ特別迅速ヲ要スル場合ニ、定款ヤ統制規程ノ變更ヲ爲シ得ル途ヲ拓クコト、竝ニ物資配給ト云フガ如キ公共的事業ヲ行フ組合ノ役員ノ責任ヲ加重スルト共ニ、公正ナル事務ノ遂行ヲ爲シツツアル役員ノ地位ヲ保障スル爲メ特ニ必要アル時ハ、行政官廳ガ組合役員ノ選任又ハ解任ヲ爲シ得ル途ヲ拓クコトデアリマス、尙ホ工業組合法ニ於キマシテハ現行法上第八條ノ規定ニ依リ、所謂統制命令ヲ發動シ得ルコトナツテ居リマスガ、生産過剩ニ惱ム業界ニ於キマシテ既存業者ヲ保護シマスル爲ニ、生産制限ヲ行フ必要アル場合等ニハ、此ノ統制命令ノミヲ以テシテハ過剩設備ノ増設ヲ禁止スルコトガ出來マセヌノデ斯ル場合ニ於キマシテ、必要ガアレバ其ノ事業ノ新設又ハ擴張ニ付テ許可制度ヲ採リ得ル途ヲ拓ク趣旨ノ規定ヲ新設致シタイト存ジマス、工業組合法ヲ改正致シタイト存ジマスルノハ大體以上ノ三點デアリマスガ、尙ホ御質問ニ依リマシテ御答申上グルコトト致シマス

○森田委員長 資料ノ提出要求ハゴザイマセスカ——ソレデハ本日ハ是デ散會致シマス

午後二時十分散會

昭和十四年三月十六日印刷

昭和十四年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局